

平成30年第1回尾鷲市議会定例会会議録

平成30年3月22日（木曜日）

○議事日程（第5号）

平成30年3月22日（木）午前10時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第29号 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について
- 日程第 3 議案第30号 平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について
（提案説明、質疑、委員会付託）
- 日程第 4 議案第 2号 尾鷲市情報公開条例の一部改正について
- 日程第 5 議案第 3号 尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について
- 日程第 6 議案第 4号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第 5号 尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正について
- 日程第 8 議案第 6号 尾鷲市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について
- 日程第 9 議案第 7号 尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第 8号 尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第 9号 尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について
- 日程第12 議案第10号 尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第13 議案第11号 尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 日程第14 議案第12号 尾鷲市消防団条例の一部改正について
- 日程第15 議案第13号 尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第16 議案第14号 平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決について
- 日程第17 議案第15号 平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について

- 日程第 1 8 議案第 1 6 号 平成 3 0 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について
- 日程第 1 9 議案第 1 7 号 平成 3 0 年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について
- 日程第 2 0 議案第 1 8 号 平成 3 0 年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について
- 日程第 2 1 議案第 1 9 号 平成 3 0 年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について
- 日程第 2 2 議案第 2 0 号 平成 2 9 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 5 号）の議決について
- 日程第 2 3 議案第 2 1 号 平成 2 9 年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 4 議案第 2 2 号 平成 2 9 年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 5 議案第 2 3 号 平成 2 9 年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 6 議案第 2 4 号 平成 2 9 年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第 3 号）の議決について
- 日程第 2 7 議案第 2 5 号 尾鷲市高齢者保健福祉計画について
- 日程第 2 8 議案第 2 6 号 尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について
- 日程第 2 9 議案第 2 7 号 尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について
- 日程第 3 0 議案第 2 9 号 市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について
- 日程第 3 1 議案第 3 0 号 平成 3 0 年度尾鷲市一般会計補正予算（第 1 号）の議決について
（委員長報告、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 2 発議第 2 号 所有者不明の土地利用を求める意見書について
（提案説明、質疑、討論、採決）
- 日程第 3 3 議員派遣について

○出席議員（13名）

1 番 三 鬼 孝 之 議員	2 番 内 山 將 文 議員
3 番 奥 田 尚 佳 議員	4 番 楠 裕 次 議員
5 番 上 岡 雄 児 議員	6 番 三 鬼 和 昭 議員
7 番 村 田 幸 隆 議員	8 番 仲 明 議員
9 番 小 川 公 明 議員	10 番 南 靖 久 議員
11 番 高 村 泰 徳 議員	12 番 野 田 拓 雄 議員
13 番 濱 中 佳 芳 子 議員	

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者

市 長	加 藤 千 速 君
副 市 長	藤 吉 利 彦 君
会計管理者兼出納室長	北 村 琢 磨 君
市長公室長	大 和 勝 浩 君
総務課長	下 村 新 吾 君
財政課長	宇 利 崇 君
防災危機管理室長	神 保 崇 君
税務課長	吉 沢 道 夫 君
市民サービス課長	内 山 雅 善 君
福祉保健課長	三 鬼 望 君
環境課長	竹 平 専 作 君
水産商工食のまち課長	野 地 敬 史 君
木のまち推進課長	内 山 真 杉 君
建設課長代理総務用地係長	柳 田 幸 嗣 君
水道部長	尾 上 廣 宣 君
尾鷲総合病院事務長	内 山 洋 輔 君
尾鷲総合病院総務課長	平 山 始 君
教育長	二 村 直 司 君
教育委員会教育総務課長	佐 野 憲 司 君
教育委員会生涯学習課長	芝 山 有 朋 君

教育委員会教育総務課主幹学校教育担当
監 査 委 員
監 査 委 員 事 務 局 長

大 川 太 君
千 種 伯 行 君
仲 浩 紀 君

○議会事務局職員出席者

事 務 局 長
事務局次長兼議事・調査係長
議 事 ・ 調 査 係 書 記

岩 本 功
高 芝 豊
相 賀 智 恵

[開議 午前10時00分]

議長（南靖久議員） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は13名であります。よって、会議は成立いたしております。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第5号により取り進めたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において3番、奥田尚佳議員、4番、楠裕次議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第29号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」及び日程第3、議案第30号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」の計2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君） 本定例会に追加提案しております議案は、議案第29号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」と議案第30号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」であります。

それでは、追加議案について御説明いたします。

議案書の1ページをごらんください。

議案第29号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」につきましては、市税収入の減少、増大する社会保障経費など、今後厳しい財政運営が懸念されることから、新年度以降の本市財政の状況を鑑み、市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の減額を、それぞれの任期満了までの期間において行うものであります。

2ページをごらんください。

まず、市長の給与等の減額につきましては、特例条例の改正で、第2条におい

て、前市長が定めていた減額の期間を平成30年4月1日から平成33年7月25日に改め、加えて第3条に規定する期末手当の特例において、100分の10を100分の20に改めるものであります。

次に、副市長の給与等の減額につきましては、市長及び副市長の給与等に関する条例の一部改正で、附則第2項に規定する減額の期間を平成30年4月1日から平成33年8月22日に改め、加えて期末手当の減額は第3項を新たに設け、「期末手当の額は100分の10を乗じて得た額を減じた額とする」を加えるものであります。

次に、教育長の給与等の減額につきましては、教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正で、副市長同様、附則第2項に規定する減額の期間を平成30年4月1日から平成31年10月10日に改め、加えて期末手当の減額も、副市長と同様に、第3項として「期末手当の減額は100分の10を乗じて得た額を減じた額とする」を加えるものであります。

次に、3ページの議案第30号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」について、御説明いたします。

今回の補正予算計上額は歳出のみであり、歳出予算の総額も変更せず、款項間の組み替えのみの補正であります。

それでは、平成30年度尾鷲市一般会計補正予算書（第1号）及び予算説明書の3ページをごらんください。

2款総務費、1項総務管理費118万1,000円の増額は、私と副市長の給料等、437万4,000円の減額と、財政調整基金積立金555万5,000円の追加であります。

9款教育費、1項教育総務費118万1,000円の減額は、教育長の給料等、118万1,000円の減額であります。

以上をもちまして、追加議案の提案理由の御説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許可いたします。

3番、奥田尚佳議員。

3番（奥田尚佳議員） 通告に基づきまして、議案に対する質疑をさせていただきます。

議案第29号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」ですが、まず、議案第30号とも関連しますが、確認です。新年度から市長、副市長、教育長の給与等を年間幾ら削減するのか。3人の総額で結構ですので教えてください。また、来週30日に例年のように年度末の臨時会が予定されているようですが、なぜ3月定例議会の最終日である本日、このような議案を出されたのか、その経緯を、委員会の、委員会審議もありますけれども、その経緯を教えてください。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 特別職の給与等の減額につきましては、総額で555万5,000円でございます。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） この時期に提出の経緯についてでございますけれども、私も含めまして、三役の給与費減額に関する議案の提出時期につきましては、2月19日の議会運営委員会以降、減額幅や議会日程等を考慮しながら検討してまいりました。条例改正や予算の整理を行う中、今定例会での議案上程が最善と判断しましたが、議会日程との調整も必要であることから、議長にも相談させていただき、追加議案として上程させていただきました。

以上でございます。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 2月19日以降という話がございますけど、市長、今。確かに2月19日に議会運営委員会、全協も開かれましたけれども、そこで本定例議会の議案が示されましたと。その後、3日後、22日、2月22日に急遽、本当に急遽でした、突然でしたけれども、議会運営委員会を再度開いて、リニアック関係の予算、3億5,000万円ほどをカットするということを言われまして、そして、3日前の3月19日、またこれは急遽ですけど、議会運営委員会が開催されてこの議案が示された。それで本日、この議案が出されたということなんですけれども、それを考えると予算の修正が当初予算で2回も行われたということで、非常にこれは前代未聞だと思うんですけど、過去、私も記憶に全然ないし、多分尾鷲市政始まって以来のことじゃないかなと思うんですけど。

私が聞いているのは、3月30日開催予定なんですね、臨時会。と聞いています、私も。まだ決まっていませんけど。でも、その臨時会のために議会運営委員会、また全員協議会、開かれると思うんですよ。ですので、二度手間になると

うか、だったらそのときに今回の議案を別に出されても間に合うわけで、3月19日、この3日前の議会運営委員会、全員協議会、それでもう1時間15分、予算審議がおくれたわけですね。そういうことをしなくてもよかったんじゃないかなと僕は思うんですが、その辺の市長の、この辺のきょうの議案の提出ということに対して、もう一回説明してもらえますか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 先ほども申しましたように、今回の場合の条例改正、あるいは予算書の整理を行う中で、今定例会の議案上程が最善と判断したわけでございます。議会日程との調整も必要でありますけれども、今回の議案上程が最善と判断したわけでございます。それで、さっき3月31日を、一応3月30日の臨時会は今のところ予定させていただいております。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） だから、予定しているから、そのときでいいんじゃないかと僕は言っているわけなんですけど。質問の意味がわかりませんでしたか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） あくまでも予定でありまして、決定はいたしておりませんので、今議会にということでございます。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 予定ですけど、これは開かないといけませんでしょう。条例の、国の関係の条例変更とありますでしょう、また。開かなくてもいいものなのですか、これ。前は専決処分でやっていたものを、専決処分はだめだということに臨時会を開くように、この数年前からなりましたけど、開かない予定があるということなのかな。

議長（南靖久議員） 総務課長。

総務課長（下村新吾君） 年度末の臨時会につきましては、従前は全員協議会で専決処分としてお願いしておったものでございます。ただ、ここ数年、それにかかわる、税務課関係の条例改正だったんですが、それ以外の議案もあったということで、ここ2年ぐらいは臨時会の開催をお願いしておるような状況で、議案次第では、国会の都合もありますので、先決でお願いすることも十分考えられた経緯がございます。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 質疑なのでそこまで、それは委員会でもたそれは確認します

けど、でも、専決はだめだということで、これ、臨時会を開いておるわけじゃないですか。また専決でお願いすると言ったって、議会は賛同しませんよ、そんなの。するんですかね、皆さん。それはおかしくないですか、今の答弁は。これをしてしていると長くなっているもので、直接質疑とは関係ないので、これは委員会でまた重ねて確認しますわ、そうしたら。今の発言は。全協もありますからね。

それで、市長、この議会に提出が最善だというふうに、財政のことも考えて、いろんな予算のことを考えてということと言われましたけれども、市民の間から、私、一般質問でも申し上げましたけど、市長は地に足がついていないんじゃないかという批判が結構ありまして、何か僕は、ばたばたしているなということをよく聞かれるんですけれども、だったら、2月19日以降と言われなくても、2月19日にこの議案を出されたら、僕はすっきりしたと思うんですよね。それをリニアックは削減するわ、今回またこういうふうにするわということで、財政が厳しいというのは前からわかっていることじゃないですか。そこら辺がよくわからないんですけど。

もう一点確認させてもらいたいんですけど、市長は、お金の問題じゃないんだと。お金がなくてもやらなくてはいけないものはたくさんあるので必ずやるんだと。それで、尾鷲の再生には時間がないと。議論している時間はないんだと。決断・実行だというふうに言われていましたけれども、今回の議案に対する給与の削減、いつ決断されたんですか。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 決断したのは3月に入ってから決断しようかというような状況でございましたんですけども、今回の奥田議員が一般質問でなされた話、それについては一応私は考えておりますということで一応発言させていただきました。その後、翌日に御質問のあった、村田議員のほうからの給与の件について御質問があったときに、要は村田議員の発言の中で、議員は政務活動費や視察経費の削減を実施するが市長はどうするのかとの、要は具体的な御質問をされましたので、御質問の際には、私を含めまして副市長、教育長の意思確認を終えておりましたので、追加議案の提出準備を進める中、提出日を調整していた次第でありまして、具体的にお答えできる準備ができたとは私は判断し、答弁させていただきました。

議長（南靖久議員） 3番、奥田議員。

3番（奥田尚佳議員） 委員会審議の中身の審議に入る前に経緯だけ私は確認したいもので、もう一個だけ聞かせていただきたいんですけども、市長は今、3月に

入ってからそういう決断をしたんだということを言われましたよね。私が3月6日、これ、私はこれまでも毎回毎回、市長が就任してから毎回毎回、事あるごとに、質問の内容に絡ませて、関係で、市長の、歴代の伊藤市長時代から給与カットをやってきたんですからやりませんか、やる気はないですかという質問をさせていただきました。でも、その都度市長は、それは結果的に考えるんだと。後々考えるんだという話で、先ほど、市長、答弁が違いますよ。3月6日に私はまた重ねて聞きましたけど、そのときは何と言ったかということ、最後、包括的に考えますと言ったんですよ。真っ向から否定したじゃないですか。考えておりますなんて答弁していませんよ。真っ向から否定しました。私が言ったことに対して。

議長（南靖久議員） 奥田議員、注意いたします。議案29号と30号について、的確に質疑をお願いいたします。

3番（奥田尚佳議員） はい。ですので、市長が決断したというのは、じゃ、その3月8日に真っ向から否定しておきながら、翌日になって村田議員の質問に対しては、財政の話になって、私もあのとき、市長、副市長、教育長、3人のことを言いましたよ。市長、副市長、教育の給与は下げたらどうですかという話をしたときに、最後、包括的に考えますと言われた。一夜明けて、一夜明けてですよ、村田議員に財政が厳しいからどうなんだと言われたら、はい、しますって。だから、いつ決断されたのかと私は聞いているんです。その日の朝、3月7日の朝決めたのか。3月に入ってからと言われてはいますが、私は3月に入ってからでも、市長は決断、実行と言われているんだから、もっと早い状況に決断できたらと思うんですけど。それで、今の答弁も全く違う答弁をされていますし、言っていることがよくわからないんですけど。そこだけちょっと確認させてくださいよ。市長、いつ決断されたんですか、これ。

議長（南靖久議員） 市長。

市長（加藤千速君） 給与削減についてはずっと考えておりました。ただ、その給与削減額とか、いつからということについても、まだ調整をきちんとしなきゃならないということでお時間をいただいたという状況でございます。

議長（南靖久議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 他にないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております2議案は、お手元の議案付

託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、議題の2議案はそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、ただいま付託されました議案を審査していただくため、第二・第三委員会室において、最初に総務産業常任委員会を開催していただき、総務産業常任委員会終了後、予算決算常任委員会を開催していただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

[休憩 午前10時18分]

[再開 午前11時13分]

議長(南靖久議員) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第4、議案第2号「尾鷲市情報公開条例の一部改正について」から、日程第31、議案第30号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算(第1号)の議決について」までの計28議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました28議案につきましては、所管の常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について各委員長の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員会、三鬼和昭委員長。

[6番(三鬼和昭議員)登壇]

6番(三鬼和昭議員) 私ども総務産業常任委員会に付託されました議案第2号「尾鷲市情報公開条例の一部改正について」、議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」、議案第4号「職員の給与に関する条例の一部改正について」、議案第5号「尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正について」、議案第12号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」、議案第13号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」、議案第27号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」、議案第29号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」、以上8議案につきまして、当委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月8日及び本日、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました8議案についま

しては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告申し上げます。

なお、議案第29号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」につきましては、市長、副市長及び教育長の給料及び期末手当の減額をそれぞれ任期満了までの期間において行うものであります。当委員会において、現状の財政状況を鑑みれば、三役の給与等の減額については一定の評価をするものの、財政状況が厳しいことは市長就任当初からわかっていたはずであることから、もっと早く決断すべきではなかったのかとの意見がありましたことを申し添えて、本委員会の報告といたします。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 次に、生活文教常任委員会、濱中佳芳子委員長。

〔13番（濱中佳芳子議員）登壇〕

13番（濱中佳芳子議員） 私ども生活文教常任委員会へ付託されました議案第6号「尾鷲市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について」、議案第7号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」、議案第8号「尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」、議案第9号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」、議案第10号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」、議案第11号「尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」、議案第25号「尾鷲市高齢者保健福祉計画について」、議案第26号「尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について」、以上8議案につきまして、委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

去る3月12日午前10時より、市長、副市長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、付託されました8議案につきましては、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告いたします。

なお、議案第7号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」の審査におきまして、この1年間施行する中で、コミュニティ運営委員会の意見等をしっかり聞いて、本来のコミュニティーセンターの役割、中でも子供の居場所づくりなど、関係各課の連携をしっかりとって検証してほしいとの意見が出たことを申し添えます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 次に、予算決算常任委員会、三鬼孝之委員長。

〔1番（三鬼孝之議員）登壇〕

1番（三鬼孝之議員） 私ども予算決算常任委員会へ付託されました議案第14号「平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、議案第15号「平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」、議案第16号「平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」、議案第17号「平成30年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」、議案第18号「平成30年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」、議案第19号「平成30年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」、議案第20号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」、議案第21号「平成29年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第22号「平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第23号「平成29年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第24号「平成29年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」、議案第30号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」、以上12議案について、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

去る3月13日から16日、19日及び本日の計6日間にわたり、市長、副市長、教育長、病院事務長、水道部長並びに関係課長等の出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第14号から議案第19号までの当初予算関連6議案のうち、議案第14号「平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきましては、楠裕次委員から、第6款商工費、第1項商工費、第3目観光費、観光振興事業に計上されている負担金補助及び交付金のうち、尾鷲観光物産協会補助金1,169万6,000円に含まれている尾鷲神社の駐車場及びトイレの使用料分25万8,000円を減額する修正案が提出されました。

委員会において、この修正案の採決を行った結果、賛成少数により修正案は否決となりました。

次に、原案について採決を行った結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、この補助金の項に当たっては、政教分離の原則に対し誤解を招かれることのないよう、今後補助金等、交付基準、要領などを整理していただくことを強く指摘をしておきます。

また、同議案のうち、第16款寄附金、第1項寄附金、第1目総務費寄附金のふるさと応援寄附金につきましては、平成30年度、1億5,000万円の目標を掲げている中で、歳出において5,000万円のふるさと納税関連業務委託料予算が計上されております。一方、歳入の計上につきましては、ふるさと応援寄附金として頭出しの1,000円の計上がされているところでございます。歳入の計上に当たっては、不特定多数の方々のふるさと寄附金の歳入を当初予算に計上することについては、積算が困難な面があると理解するところでありますけれども、歳入歳出のバランスを考慮すれば、歳出に対応した歳入金額を計上すべきとの指摘がありました。

また、第1款議会費、第1項議会費、第1目議会費のうち、第9節旅費に含まれる議会運営委員会管外行政視察分55万円につきましては、重要な視察案件がない限り不執行とすること、及び第19節負担金補助及び交付金のうち、政務活動費195万円につきましては、平成30年度より不執行とすることとし、次期定例会において条例の廃止及び補正で予算減することとなりましたことをあわせて報告させていただきます。

また、議案第15号から議案第19号までの5議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号から議案第24号及び議案第30号の補正予算関連6議案につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので御報告を申し上げます。

よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で各委員長の報告は終了いたしました。

これより各委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。

討論はございませんか。

4番、楠裕次議員。

〔4番（楠裕次議員）登壇〕

4 番（楠裕次議員） それでは、ただいま議題となっております議案第 14 号「平成 30 年度尾鷲市一般会計予算について」、反対の立場から討論を行います。

税金等から支出される補助金は、地方自治の裁量のもと公平に行われることが基本となりますが、市長は昨年の補助金の増額に始まり、今回の補助金の新設など、制度設計を明確にしないまま進めております。地方公共団体が交付する補助金等は地方自治において、普通公共団体はその公共上必要がある場合において寄附または補助することができるので地方自治法第 232 条の 2 に規定されております。一般にこれを根拠として、他の地方自治体または民間などに補助が行われていると。支出については補助金等に係る予算の執行に適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 条）に準じて地方公共団体は規則、要綱などを制定しております。一方、憲法第 89 条では、公金その他の公の財産、宗教上の組織、もしくは団体の使用、便宜、もしくは維持のため、または公の支配に属さない慈善、教育、もしくは博愛の事業に対してこれを支出し、またはその利用に供してはならないと規定されております。

今回の補助金の予算案の中に、公的事業費の中、尾鷲神社関係の補助金について、トイレ使用料、駐車場使用料を設けています。交付に当たって、他の地方公共団体は補助金のあり方に関するガイドラインを設け、各所管課が要綱等にその位置づけを明確にしています。市では昨年 11 月に補助金等の見直し方針、あわせて尾鷲市補助金等交付基準、尾鷲市補助金等評価実施基準をセットで補助金交付に当たっての規則を定めました。今回の尾鷲観光物産補助金に関して、担当課による要綱では補助に対する明確な位置づけはしておりません。その内容は、当該要綱による尾鷲市観光物産協会が実施する事業に要する経費と記載されており、一方、観光物産協会は、トイレや駐車場を紹介していることは事実ですが、そうであれば、これらを勘案して補助金を交付することではなく、市として観光産業育成の観点から、市独自の業務として捉えるべきと考えます。補助金などの取り組みをもう一度精査されたらいかがでしょうか。

基本的には合理的根拠をもとに行政運営、行政経営を行うべきものと考えます。法令順守は基本の基本です。財政の厳しい中、財政健全を目指す中で補助金の大小は関係ありません。今後、財政再生団体にならないために、健全性を診断する目安として、税収や地方交付税の総額に対する一般会計の赤字の割合を示す実質赤字比率、公営企業などを含む赤字額が標準財政規模に占める割合を示す連結実施赤字比率、一般会計に占める借入金返済割合を示す実質公債費比率を含めた将

来の借入金負担の重さを数値化した将来負担比率の4指標を示すことが改めて必要ではないかと思えます。いずれか一つでも4指標ごとに定めた健全化基準より悪化した場合は早期健全化団体となり、財政健全計画の策定を義務づけられ、破綻しないように自主的に財政再建に取り組むことが求められます。

仮にこのような状況になったとき、厳しい監視下の中で財政再建に取り組むことになり、住民には市民税の引き上げや水道・保育料などの公共料金の引き上げなど、しわ寄せが来る上、公共施設の閉鎖や住民サービスの削減が迫られます。さらに、総務大臣の同意がなければ原則地方債を発行できない上、計画どおりに再建できない場合は、総務大臣は予算変更などを勧告してきます。このようなことにならないよう、再度補助金等のあり方を検証し、市の財政状況も振り返り、財政健全に取り組むことが必要だと思っております。

いずれにしても、補助金等の予算編成時において、関係法令等に抵触しないかどうかの検討も行うべきと判断します。今後、市長を初め、執行部の成果を上げる知恵と行動に期待して、私の反対討論といたします。

議長（南靖久議員） 他に討論はございませんか。

7番、村田幸隆議員。

〔7番（村田幸隆議員）登壇〕

7番（村田幸隆議員） 議案第14号「平成30年度尾鷲市一般会計予算について」、賛成の立場から討論を行います。

今回の一般会計当初は91億4,824万と前年比減になっておりますが、未曾有の財源危機の中における予算編成であったと判断をしております。各事業についてはそれぞれぎりぎりまで追い込んだ構成であり、各分野予算にはさまざまな見解があると思われませんが、全体の構成比率を見ると、最低限のバランスに苦慮した編成であると判断をいたします。

その中で、ただいま討論がありました6款商工費、1項商工費、3目観光費、9節負担金補助及び交付金での尾鷲観光物産協会補助金1,169万6,000円の中の観光トイレ使用料10万8,000円、観光駐車場使用料15万円について討論をされたわけではありますが、本来、補助金全体の中身について議論されるべきと私は思っておりますけれども、当局から目、節の内訳説明がないまま観光トイレ、駐車場の議論に入っており、大変不思議で不自然な思いであります。それが補助金全体、ひいては予算全体に影響が及ぶということ自体不自然であります。討論でありますので、私も観光トイレ使用料、観光駐車場使用料について

言及をいたします。

この件については、予算計上の形態として、自治法上どうなのかという問題がありますが、地方自治法第232条の2において、地方自治体はその公益上必要がある場合において、寄附、または補助をすることができることとされております。尾鷲市は観光誘客を進めるに当たり、トイレ、駐車場等、いわゆる観光インフラ整備が喫緊の課題となっておりますけれども、新規整備には多額の費用や時間を要することから、観光客にとって利便性の高い場所での既存施設のトイレや駐車場の確保を探るに当たり、尾鷲神社の既存施設、トイレ、駐車場を観光振興の目的で使用することで観光客の利便性を図るものであり、公益上必要がある補助であると判断もでき、また、尾鷲観光物産協会においては、観光客や観光バスの旅行会社等の観光窓口を担っております。以前から尾鷲神社に対し、駐車場、トイレ観光客や観光バスの利用を依頼してきております。また、まちの駅ネットワークの事務局を担っておるところから、まちの駅である尾鷲神社を拠点とし、市内各所のまちの駅回遊を促進する面からも相乗効果が期待でき、また、観光客の利便性向上を図るということからも、尾鷲市の公益上、必要な補助対象としての予算計上は当然と判断するところであります。その中での使用料として、使用した対価として支払う予算措置は当然と判断をしております。

また、当該施設は尾鷲神社にあることから、政教分離原則に抵触するのではないかという問題については、憲法20条第1項で、信教の自由は何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も国及び地方公共団体から特権を受け、または政治上の権力を行使してはならない。3項では、国及びその機関は宗教教育、その他いかなる宗教活動はしてはならない。89条では、公金、その他の公の財産は、宗教上の組織もしくは団体の使用、便宜、もしくは維持のため、または公の支配に属さない慈善、教育、もしくは博愛の事業に対しこれを支出し、またはその利用に供してはならないとあります。特に今回の場合は89条でどうなのかということになるかと思いますが、国及び公共団体には、宗教とのかかわりは種々ある中で、宗教との一切の関係を持つことが許されないということではなく、そのかかわり合いが諸条件に照らし相当限度を超えると認められる場合、これを許さないということでもあります。目的、効果基準という国、または公共団体の行為が目的と効果においてどうなのかということでもあります。その上で、今回の使用料の目的が宗教的意義を持っているのか、また、その効果が宗教に対する援助、助長、促進、または圧迫、干渉になるのかということが問われると思います。

今回の使用料予算計上の目的は、さきに述べたように、観光インフラ面での向上を図り、観光客の増大とともに地元経済への波及効果を狙うものでありまして、宗教的意義は全くありません。金額については、トイレ使用料年間15万円ですが、神社の年間トイレ維持管理費が33万から38万円です。使用料金は半分以下で、その他参拝者等の使用については実質的に神社が負担することになり、神社に対する援助、助長、促進につながるものではありません。観光バス駐車場料金においては年間10万8,000円、3台分ですが、観光バス1台分は普通車3台分程度のスペースを要することを考えれば、常時観光バス用に1台賃貸をしているものと大差なく、駐車料金として社会通念上相当金額と判断ができ、神社に対する援助、助長、促進になるとは到底考えられません。

以上のことから、政教分離原則に抵触するとは全く考えられないのであります。一般会計当初予算については、市民生活に密着をした、また市の将来を見据えた予算であり、これを否決という事態になれば市内景気の低迷にさらに拍車をかけることになり、議員として市民の生活安定を第一に考えなければいけません。予算編成のあり方等については、今年度予算を執行する上に立って、来年度以降のより合理的で有効な予算編成のため、全般にわたる要領等も含めた精査、研さんを重ねるものと判断するところであります。

したがって、今定例会に上程をされた一般会計当初予算の採決において、否決すべきとする根拠がない状況下での反対という結論に至らず、賛成をいたすところであります。

議長（南靖久議員） 他に討論はございませんか。

3番、奥田議員。

〔3番（奥田尚佳議員）登壇〕

3番（奥田尚佳議員） 通告しておりませんが、議案第14号「平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、反対の立場で討論に参加させていただきます。

まず、先ほど楠議員が言われた、村田議員も言われていましたけれども、私は楠議員の言われたことに賛同するわけございまして、今回、尾鷲観光物産協会に対する補助金が前年に比べて200万4,000円削られております。削られて1,169万6,000円となっておりますが、補助金をゼロベースで見直すという市長の発言があった中で、その1,169万6,000円の中には、先ほど村田議員も説明されていましたが、尾鷲神社に対する補助金が25万8,000円含まれております。内訳は15万円がトイレに対する補助金、一月1万2,500

0円らしいです。1万2,500円掛ける12。10万8,000円が尾鷲神社の駐車場に対する補助金ということで、1カ月9,000円、それを12掛けると。12カ月で10万8,000円ということのようです。

トイレについては昨年10月の議会報告会でも要望があったわけで、私自身も何とかならないものかなと思っている次第でございます。しかし、担当課は、尾鷲神社はまちの駅の中核だと言われました。先ほど村田議員もそういうふうに言われていましたけれども。だったらまちの駅に対する予算があるわけで、それに上積みしたらいいのになど私は思うわけでございます。なぜこういう隠れみのみたいに、観光物産協会をトンネルのように予算づけするのか。これ、議員の皆さんの中にも、市の予算の中にこの予算は入っていないじゃないかと言われる方がいらっしゃいますけれども、この1,169万6,000円の中に、これは1月16日、水産商工食のまち課の野地課長が理事会で説明している資料がありまして、その中で公的な事業費と。観光振興事業、物産振興の内訳というのがありまして、そこに書かれているんです、尾鷲神社に対してこういう補助をなさいということが書かれているんですね。ですから、市の予算には載っていないわけなんですけれども、こういう形で予算づけしているということでございます。

観光だから観光物産協会からというような苦しい答弁もありましたけれども、だったら、観光振興関係の全ての予算は観光物産協会を通してやるべきだと思うんですね。この金額についても、月9,000円とか1万2,500円とか、そういうことがありますけれども、その根拠についても私は何か乏しいなという気もしてならないです。いずれにしる整合性がないというか、補助金の支給の仕方に私は問題があるというふうに思われるわけでございます。

また、駐車場ですね。駐車場については降って湧いたように出てきた予算なんですけれども、神社は観光バスやら観光で来た普通乗用車等に無料で貸すから、尾鷲市から観光物産協会を通して補助金を出すということのようですけれども、駐車場のあり方についてももっと僕は議論をすべきだと思うんですよね。たしか熊野古道が世界遺産になったときにも、馬越峠を超えてきた方がすぐ神社の前からバスに乗ってしまうと。そういうことにしてもどうなのかと。だから県のシャトルバスが走るときも、尾鷲駅にバスを置いて中井町を通ってもらって、できれば商店街とか、そういうのを、町なかを歩いてもらいましょうよというような話も結構あったわけなんですけれども、そういう議論も私は議論すべきだと思うんですよね。別に無料にする必要もないし、300円とか500円とか、どこの観

光地へ行っても取られるわけじゃないですか。それを無料にする必要も私はないと思うんですよね。ですから、そういうことを含めて、どうしても必要だということだったら、私は市が駐車場を借り上げて、それで使用料を取るとか、そういう方法もあると思うし、やっぱり財政難ですから、財政の中でどういうことができるのかと。単に補助金をぼんと。市長は補助金はゼロベースにすると行ったんだから、やっぱりその辺のところも含まれた議論を私はもっとしっかりすべきじゃないかと、補助金のあり方を含めて。と思うんです。

それから、先ほども言われていました憲法89条、政教分離の規定がございませぬけれども、先ほど村田議員のほうからも話もありましたが、公金、その他の公の財産は宗教上の組織、もしくは団体の使用、便益、もしくは維持のためこれを支出してはいけないと。だから、このことには多分問題はないのかと。その説明に対しても私は説得力に欠けると思うし、もっと検討する余地があるんじゃないかという気がしてなりません。

平成23年から、国や県から市への受託事務についても議会の議決が及ぶようになるなど、議会の権限は今強まっております。しかし、その一方、議会のやっぱり権限の裏には責任もありますから、議会の責任も高まっているんですね。何か問題があった場合、執行部は議案の提案権はありますけれども、提案したのがこちら、だから議決をしたのは議会だというような問題になったとき、そういう言い逃れもできるという話もあります。ですから、議会としてやっぱり責任持った議決をすべきだと私は思うんです。問題がないなら市が直接補助したらいいわけですよ。それをなぜ観光物産協会を通してやるのか。そこにも疑問を感じるわけなんですけれども。

ですから、私はいろんなことを考えて、やっぱりこの議会の責任が強まっていると。そういう中で、なあなあとは言いませんけど、安易に私は、はい、そうですかと言うわけには私はいきません。そこまで私はリスクを負えない。負えません。ですので、この予算計上のやり方には賛同できません。

それから、先ほど村田議員は、今回の予算はバランスがとれているというふうに言われておりましたけれども、私は、今回、加藤市長は初めて行った予算編成であります。私は何らかの加藤カラーというものが出てくるのかなと期待しておりましたけれども、全体の予算編成を見ておまして本当にそうなのかなと、どこがカラーなのかなという気がしてならないんですけれども。

私も一度予算を組んだことがあります。伊藤市長から引き継いだ純粋な預貯金

である財政調整基金が3億ぐらいしかなかったんですね。なくて、財政再建を優先しながら、当時随意契約を入札にしたりとか、市長の退職金を廃止したりとか、市長の公用車を廃止したりとか、いろんなことをやる中で、悩む予算ということで、悩む予算、78億6,000万の予算づけをしたということがあります。そのときは本当にお金がなかったですから、今以上になかったわけですよ。ですので、やっぱり財政再建をまずやりますと、そういうメッセージを私は市民の皆さんにも議会の皆さんにも示したわけです。

だから、そういうこともありますので、今回の30年度予算を見ても、余りにもちぐはぐな気がしてなりません。最初はリニアックの予算を計上しながら削除したり、先ほども議論しましたけれども、最終日になって市長以下の三役の給与等を削減するという議案が出てきました。こういう当初予算を、当初予算にして2回も大きな修正をするなんてことは本当に前代未聞でございます。内容を見ても、補助金についてゼロベースと言いながら、議論が紛糾するような神社への補助金が計上されたり、一方では280万円に上る補助金をカットしていますが、そのうち240万円は商工振興にかかわる部分であります。市長は経済の振興を唱えておりますけれども、大丈夫なのかなという気がしてなりません。

また、一般質問で申しましたけれども、高齢者保健福祉計画では、高齢者に対するサービスの充実をうたいながら、行政改革の一環で輪内のコミュニティーセンターのセンター長を3人からたった1人にするということでもあります。しかし、2人正職員を減らすと。正職員が減りますよね、センター長を2人出すんだから。一方、市役所の職員は昨年より3人ふやすんですね。3人ふやすと。だから、2人減らして3人ふやす。だから差し引き1人、1人市役所の正職員をふやすというんですよ、この財政難の中で。それで、臨時職員も2人ふえるわけじゃないですか、センター長を臨時職員にかえるという。そういうこともあって、正職員を1人ふやして臨時職員も2人ふやすと。人件費も上がると。こういう、私は行財政改革を考えても、余りにもちぐはぐじゃないかと。財政難で人口も減っているわけですから、職員も減らすべきであります。人件費も減らすべきでありますよ。

また、ごみ焼却場についても、あと5年で新しく建設する計画です。なのに、これまで岩田市長時代、毎年1億程度の修繕料予算でしたけれども、新年度は何と1億6,000万円も上がっております。点検料も過去最高とも言える年間3,200万上がっています。点検業者からの指摘でこういう予算づけをしたんだという説明でしたけれども、点検業者から言われたらつけるんですか。やっぱり点

検業者が言われたらもっと精査して、予算圧縮に私は努めるべきじゃないかなど。やっぱりこの財政の中での努力の跡が全く見られない。

また、文化の振興ということで、図書館について、これも降って湧いたように突然出てきた予算ですけれども、これまで第3日曜、祭日が休みであったものを開館にするということでございます。その関係で警備費やら人件費で100万円以上、毎年これからかかっていくわけですね。私も図書館の重要性は認めます。今でもたまに行きますし、中学・高校時代もかなり使いました。使わせていただきました。25歳の厄のときにも図書館に寄附させてもらいました、厄払いの。そういうことをしています。でも、しかし、図書館の開館時間をふやすことが今喫緊の課題でしょうか。それ以外に、これは100万ずつ、毎年かかるわけですね。それ以外にやることはいっぱいあるわけじゃないですか。その中でセンター長を3人から1人にしたりとか、これ、優先順位がよくわからない、私には。何かちぐはぐ感が拭えません。

以上、長々と申し上げましたけれども、この当初予算における2度における修正というばたばた、そして、加藤市長が何を目標しているのか、何を目標しているのかということが私はわからない。予算編成がちぐはぐで理解に苦しむ予算という点で、今後加藤市長には地に足をつけたメッセージ性のある予算にしてほしいという期待を込めて、今回は議案第14号、平成30年度当初予算については反対させていただきます。

議長（南靖久議員） 他に討論はございませんか。

8番、仲議員。

〔8番（仲明議員）登壇〕

8番（仲明議員） 議案第14号「平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決について」、私は賛成の立場から討論をいたします。特に楠議員の討論に絞って討論をさせていただきます。

歳出、6款商工費、1項商工費、3目観光費、19節負担金補助及び交付金2,079万1,000円のうち、観光振興事業の尾鷲観光物産協会補助金1,169万6,000円につきましては、尾鷲市の観光と物産振興を目的とした補助金であり、運営費補助であると思慮をしております。尾鷲観光物産協会の熊野古道関連等の施設の使用料は観光交流等の目的に基づくものであり、必要性及び効果的に高く、宗教的行為を伴わないものであるから認められるものであると理解をしております。

よって、議案第14号「平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決について」につきまして、賛成するものでございます。よろしくお願いをいたします。

議長（南靖久議員） 他に討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

最初に、日程第4、議案第2号「尾鷲市情報公開条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第3号「尾鷲市個人情報保護条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第4号「職員の給与に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第5号「尾鷲市職員退職手当条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 全 員）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第6号「尾鷲市国民健康保険財政調整基金条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第9、議案第7号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第10、議案第8号「尾鷲市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第11、議案第9号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（ 挙 手 全 員 ）

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第10号「尾鷲市国民健康保険条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。間もなく正午の時報が予測されておりますので、会議を一時中断いたします。

[休憩 午前11時59分]

[再開 午後 0時00分]

議長（南靖久議員） 会議を再開いたします。

次に、日程第13、議案第11号「尾鷲市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第12号「尾鷲市消防団条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第13号「尾鷲市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第16、議案第14号「平成30年度尾鷲市一般会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

議長(南靖久議員) 起立多数。

起立多数であります。よって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、議案第15号「平成30年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、議案第16号「平成30年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、議案第17号「平成30年度尾鷲市公共下水道事業特別会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第20、議案第18号「平成30年度尾鷲市病院事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第21、議案第19号「平成30年度尾鷲市水道事業会計予算の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第19号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第22、議案第20号「平成29年度尾鷲市一般会計補正予算（第5号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第20号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第23、議案第21号「平成29年度尾鷲市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第21号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第24、議案第22号「平成29年度尾鷲市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第22号は、原案のとおり可決されました。
次に、日程第25、議案第23号「平成29年度尾鷲市病院事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決する

ことに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第24号「平成29年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第3号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第27、議案第25号「尾鷲市高齢者保健福祉計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第28、議案第26号「尾鷲市障がい福祉計画・尾鷲市障がい児福祉計画について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第29、議案第27号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第30、議案第29号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第31、議案第30号「平成30年度尾鷲市一般会計補正予算（第1号）の議決について」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙 手 全 員)

議長（南靖久議員） 挙手全員。

挙手全員であります。よって、議案第30号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第32、発議第2号「所有者不明の土地利用を求める意見書について」を議題といたします。

事務局長をして発議の朗読をいたさせます。

事務局長。

事務局長（岩本功君） 朗読します。

発議第2号「所有者不明の土地利用を求める意見書について」。地方自治法第99条の規定により、別紙の意見書を提出する。平成30年3月22日提出、提出者、尾鷲市議会議員、楠裕次。賛成者、尾鷲市議会議員、内山将文、賛成者、尾鷲市議会議員、上岡雄児。

以上でございます。

議長（南靖久議員） ただいまの議題の発議につきまして、提出者の提案説明を求めます。

4番、楠裕次議員。

[4番（楠裕次議員）登壇]

4番（楠裕次議員） それでは、少しお時間をいただきまして、発議第2号につきまして、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

この件については、本年2月19日に新聞報道でもありましたけど、2040年までに、この内容でいきますと経済損失が6兆円と言われるようなことになっ

ております。

内容につきましては、所有者不明の土地利用を求める意見書（案）。

平成28年度の地籍調査において、不動産登記簿上、所有者の所在が確認できない土地の割合は約20%に上ることが明らかにされました。また、国土計画協会・所有者不明土地問題研究会は、2040年に、ほぼ北海道の面積に相当する約720万ヘクタール、所有者不明土地が発生すると予想されております。現行での対策には土地収用法による不明裁決制度の対応がありますが、所有者の氏名・住所を調べてもわからなければ、調査内容を記載した書類を添付するだけで収用裁決を申請できるのだが、探索など手続に多大な時間と労力が必要となっております。また、民法上の不在者財産管理制度もありますが、地方自治体がどのような場合に申し立てができるのか不明確な上、不在者1人につき管理者1人を選任するため、不在者が多数に上るとき、手続に多大な時間と労力がかかります。所有者不明土地の利用に明示的な反対がない場合にもかかわらず、利用するために多大な時間とコストを要している現状に対して、所有者の探索の円滑化と所有者不明の土地の利用促進を図るための制度を構築すべきものと考えます。

そこで、5点ほど述べさせていただきます。

一つ、所有者不明土地の発生を予防する仕組みを整備すること。

一つ、土地所有権の放棄の可否や土地の管理責任のあり方と土地所有者のあり方の見直しを行うこと。

3、合理的な探索の範囲や有益な所有者情報へのアクセスなど、所有者の探索の合理化を図ること。

一つ、所有者不明土地の収用手続の合理化や円滑を図ること。

一つ、収用の対象とならない所有者不明土地の公共的事業の利用を促進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものでございます。

よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。

議長（南靖久議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより発議に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（南靖久議員） 質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第32、発議第2号「所有者不明の土地利用を求める意見書について」、
原案のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長(南靖久議員) 挙手全員。

挙手全員であります。よって、本件は原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議につきましては、各関係機関に意見書を提出することといたします。

次に、日程第33、議員派遣についてを議題といたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、地方自治法第100条及び尾鷲市議会会議規則第166条の規定により、議員を派遣したいと思います。

お諮りいたします。

お手元の議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、お手元の議員派遣一覧表のとおり、議員を派遣することに決しました。

この際、お諮りいたします。

ただいま決定をいただきました議員派遣の内容等につきまして、諸般の事情により変更が生じる場合、また、本日より次期定例会までに生じる議員派遣につきまして、議長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(南靖久議員) 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

この際、市長より御挨拶があります。

市長。

[市長(加藤千速君)登壇]

市長（加藤千速君） 議員の皆様におかれましては、去る２月２７日の開会以来、本日まで慎重なる御審議を賜り、まことにありがとうございました。

本定例会におきまして、議案第２号「尾鷲市情報公開条例の一部改正について」を初めとする議案２９件と諮問第１号「人権擁護委員候補者の推薦について」について、原案どおり御承認を賜りましたこと、感謝を申し上げます。審議の中においていただきましたさまざまな御指摘、御意見につきましては、今後十分留意の上、市政運営に努めてまいりたいと考えております。

ここで、平成３３年に開催されます第７６回国民体育大会、愛称・三重とこわか国体に関しまして、この場をおかりして御報告させていただきます。

本市での開催に向け誘致を進めておりました成績競技のオープンウォータースイミング、これにつきましては、今月１９日の三重県準備委員会常任委員会において、本市が会場地として選定されました。これによりまして、県内１９市町において、３７競技、５４種目が正式協議として選定されたこととなり、今後、文部科学省、日本体育協会にて開催が正式決定されることとなります。本市では、オープンウォータースイミングを初め、デモンストレーションスポーツであるウォーキング、ユニカール、クップを開催することとなり、今後開催に向け準備を進めてまいりますので、市民の皆様、議員の皆様には御協力をお願い申し上げます。

季節も一雨ごとにいよいよ春めいてまいりました。皆様におかれましては御健康にはどうか御留意いただき、ますますの御健勝と御活躍を御祈念申し上げます。簡単ではございますが、本定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。

どうもありがとうございました。

議長（南靖久議員） 去る２月２７日開会以来、長い間まことに御苦労さんでございました。

これもちまして平成３０年第１回定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 ０時１７分〕

地方自治法第123条第2項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 南 靖 久

署 名 議 員 奥 田 尚 佳

署 名 議 員 楠 裕 次